

自治体名	条例の内容
北海道	<p>※いずれも、事業者が届出住宅を自己の生活の本拠として使用していない、届出住宅に人を宿泊させる間に不在となる又は届出住宅の居室の数が5を超える場合に対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 条例別表に掲げる市町村において、知事が指定する小中学校等の敷地の出入口の周囲100mの地域【休日、土曜日、日曜日その他の授業を行わない日を除く期間】 ◆ 条例別表に掲げる市町において、知事が指定する住居専用地域等【休日、土曜日、日曜日、年末年始を除く期間】 ◆ 知事が指定する別荘地【知事が指定する期間】 ◆ 知事が指定する道路事情が良好でない集落【知事が指定する期間】
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住居専用地域【土日祝日及び12月31日から翌年1月3日までの日を除く期間】 ◆ 小学校、中学校等の敷地の出入口の周囲100以内の地域【土日祝日その他の小学校等において授業を行わない日を除く期間】
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域【連休の末日の正午から連休の初日の正午まで】

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校(大学を除く。)の敷地の周囲100m以内【土日祝日及び学校の休日以外の日】 ◆ 児童福祉施設の敷地の周囲100m以内【土日祝日以外の日】 ◆ 住居専用地域及び田園住居地域【土日祝日以外の日】 ◇ 上記区域における期間の制限解除のために必要な対応※ 生活環境悪化防止等に係る対応(宿泊者への常時注意喚起、発生時の速やかな対応、宿泊予約段階での説明)、事前説明(学校・児童福祉施設:管理者等、住居専用地域・田園住居地域:周辺住民)など <p>※ 当該対応を行わない場合でも、制限期間以外の日住宅宿泊事業の実施は可能</p>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第一種低層住居専用地域【月曜日から金曜日まで。ただし祝日を除く。】 ◆ 学校施設等の周囲100m以内【月曜日から金曜日まで。ただし祝日及び学校等の長期休業日を除く。】

◆ 実施を制限している区域・期間
◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
福島県	<p>◆学校等の施設の敷地から周囲100m以内。ただし、田村市、檜枝岐村及び飯舘村を除く。 【制限する期間】以下の期間を除く期間。ただし、知事が「制限が不相当と認められる特段の事情がある」と認めた場合を除く。</p> <p>①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③(年始休業) 1月 1日 から 1月 7日まで (年度末年度始休業) 3月24日 から 4月 5日まで (夏期休業) 7月21日 から 8月24日まで (年末休業) 12月24日 から 12月31日まで</p>
群馬県	<p>◆学校施設、児童福祉施設の周囲110m以内 【月曜日から金曜日(当該区域の指定に係る施設が休業する日を除く。)の範囲内で指定】 ※生活環境の悪化を防止するため特に必要があると認める場合に限る</p>
川口市	<p>◆商業地域以外の地域【毎年9月16日から翌年7月15日】</p>

◆ 実施を制限している区域・期間

◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
千代田区	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校施設等の周囲100m以内【家主居住型及び管理者常駐型の場合は日曜日の正午から金曜日の正午まで、管理者駆け付け型の場合は全ての期間】 ◆文教地区、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち、ホテル又は旅館の用途に供するための建築物の建築が制限されている区域【家主居住型及び管理者常駐型の場合は日曜日の正午から金曜日の正午まで、管理者駆け付け型の場合は全ての期間】 ◆人口密集区域(条例で定める町丁の区域)【管理者駆け付け型の場合は日曜日の正午から金曜日の正午まで】 ◇現地調査の実施、宿泊室の施錠設置、宿泊者の衛生確保、廃棄物の適正処理、近隣住民への事前説明、宿泊者の本人確認など
中央区	<ul style="list-style-type: none"> ◆区内全域【月曜日正午から土曜日正午まで】 ◇近隣住民への事前説明、住宅宿泊事業者の公表など
港区	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域及び文教地区。家主不在型の場合、住宅宿泊事業の制限区域として指定している。制限する期間は、1/11正午から3/20正午まで、4/11正午から7/10正午まで、9/1正午から12/20正午までの期間について事業を行う事が出来ない。 ◇近隣住民への事前周知、苦情内容の記録保管、みなとたばこルールの順守。

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【月曜日正午から金曜日の正午まで営業不可】 ◇廃棄物の処理、近隣住民への事前説明など
文京区	<ul style="list-style-type: none"> ◆第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域【日曜日の正午から金曜日の正午まで】 ◆第一種文教地区及び第二種文教地区の地域【日曜日の正午から金曜日の正午まで】 ◇近隣住民への事前周知
台東区	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者が常駐しない届出住宅【月曜日の正午から土曜日の正午までの期間】 ◇届出をしようとする日の15日前までに周辺地域の住民及び学校等へ書面で周知 ◇共同住宅等は、集合ポスト等に区が交付する標識を掲示 ◇苦情等への迅速な対応(30分以内)、廃棄物の適正処理など
江東区	<ul style="list-style-type: none"> ◆区内の全域【月曜日の正午から土曜日の正午まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日の正午から翌日の正午までを除く。)] ◇近隣住民への周知、廃棄物の適正な処理など

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体の条例の内容(令和元年11月20日時点。今後、変更の可能性あり)

自治体名	条例の内容
品川区	<ul style="list-style-type: none"> ◆近隣商業地域および商業地域(文教地区に該当する場合を除く)を除く区内全域【月曜日の正午から土曜日の正午】 ◇廃棄物の処理、近隣住民への事前説明、宿泊者の責務など
目黒区	<ul style="list-style-type: none"> ◆区内全域、日曜日正午～金曜日正午について制限 ◇近隣住民への事前周知、苦情対応の記録など
大田区	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域、工業地域、工業専用地域【全ての期間】 ◆文教地区、特別業務地区、流通業務地区【全ての期間】 ◆地区計画区域(大田区平和島地区地区計画、大田区東海三丁目地区地区計画、大田区田園調布地区地区計画、田園調布多摩川台地区地区計画、大森西七丁目地区地区計画)【全ての期間】 ◇宿泊者への対面等での説明、緊急時体制の確保、近隣への事業計画の事前周知
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【月曜日の正午から土曜日の正午まで(休日の正午から当該休日の翌日の正午までを除く) ※期間制限の変更規定あり】
中野区	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【月～木】 ◇一定の要件を満たせばすべての期間で営業可能となる許可制度あり 近隣住民への事前周知・説明会、対面での本人確認等

◆ 実施を制限している区域・期間

◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
渋谷区	<p>◆住居専用地域、文教地区【(1)4月5日から7月20日まで(2)8月29日から10月の第2月曜日の前の週の水曜日まで(3)10月の第2月曜日の前の週の土曜日から12月25日まで(4)1月7日から3月25日まで</p> <p>◇廃棄物処理、防犯対策の徹底、宿泊者への指導、震災発生時への準備、近隣住民への事前周知</p>
杉並区	<p>◆住居専用地域【法第11条第1項第2号に該当する届出住宅について、国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く、月曜正午から金曜正午までの期間】</p>
豊島区	<p>◇周辺住民への事前周知、廃棄物の処理、現場対応が必要な苦情発生時の駆けつけ</p>
荒川区	<p>◆区内全域【月曜正午から土曜正午まで(祝日の正午から翌日正午までを除く)の期間】</p> <p>◇近隣関係住民への周知</p> <p>◇廃棄物の適正処理</p> <p>◇苦情の対応記録の保存</p> <p>◇届出住宅から概ね1km以内に住宅宿泊管理業者の常駐(家主不在型) など</p>

◆ 実施を制限している区域・期間

◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
板橋区	<p>◆住居専用地域【日曜日の正午から金曜日の正午までの期間。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日の前日の正午から当該休日の正午までの期間は除く。住宅宿泊事業者が自ら住宅宿泊管理業務を行うもの(家主居住型)等苦情等に即時に対応できるものは規制の対象外とする】</p>
練馬区	<p>◆住居専用地域【月曜の正午から金曜の正午まで】</p> <p>◇近隣住民説明(説明会の開催または書面の配付)</p> <p>◇廃棄物の適正な処理に関する書類の提出 (事前相談と保管場所・排出場所を図示した書面の提出)</p>
足立区	<p>◆住居専用地域【(1)12月31日正午から翌年の1月3日正午まで (2)月曜日の正午から金曜日の正午まで(前号に規定する期間及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)の正午からその翌日の正午までを除く。)]</p> <p>◇周辺地域の住民に対する説明等、届出住宅の公表、事業系廃棄物の適正処理等、苦情等及びその対応の記録の保存</p>
八王子市	<p>◇騒音等への対応措置、周辺住民への事前周知、廃棄物の処理、苦情への対応・記録</p>

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名

条例の内容

長野県

- 以下の記載は主なものです。詳しくは、長野県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/seikatsu/minpaku-tetsuzuki.html>
- ◆ 学校等から概ね100m以内【月曜日～金曜日】 ※全県一律(一部を除く)
 - ◆ 図書館・児童館等から概ね100m以内【開館日】 ※個別に指定
 - ◆ 公民館、医療施設・社会福祉施設等から概ね100m以内
 【施設ごとに定めた期間】 ※個別に指定
 - ◆ 住居専用地域【月曜日～金曜日(休日を除く)】 ※全県一律
 - ◆ 交通の混雑等による生活環境の悪化防止が特に必要な区域
 【生活環境の悪化防止のため特に必要な期間】
 - ◇ 住宅の周辺地域の住民に対する事前説明
 - ◇ 上記の事前の説明の概要を記載した書面の届出書への添付
 - ◇ 宿泊者が利用する施設・設備・備品等の衛生の確保
 - ◇ 原則として対面による宿泊者に対する本人確認及び鍵の受渡し
 - ◇ 周辺地域の住民からの苦情等に適切かつ迅速に対応するための体制の整備
 (住宅宿泊管理業者に委託の場合)

新潟県

- ◆ 住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する学校(幼稚園及び大学を除く。)の敷地の周囲100メートルの区域【左記の学校において授業が行われる日】

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
金沢市	◆住宅専用地域【すべての期間、平日の禁止】
神奈川県	◆第一種低層住居専用地域のうち箱根都市計画特別用途地区建築条例第3条に規定する第1種観光地区である区域【3月1日正午から6月1日正午まで、8月1日正午から9月1日正午まで及び10月1日正午から12月1日正午までの間】
横浜市	◆第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域【月曜日の正午から金曜日の正午まで】 ただし、休日及びその前日、1月2日、3日の正午から翌日正午までは除く
岐阜県	◇消防法令適合通知書の提出 ◇事業者が実施することが望ましい事項として、近隣住民への事前説明、火災保険等の加入、共同住宅における標識の掲示など
静岡県	◆住居専用地域【月～金曜日(祝日を除く)】 ◆学校等の周辺100m以内【月～金曜日(祝日、学校等の休業日を除く)】 ◆特別用途地区等の区域(市町との協議による)【月～金曜日(祝日を除く)】 ◆その他制限が必要である区域(市町との協議による)【必要な期間】
名古屋市	◆住居専用地域【月曜日の正午から金曜日の正午まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までを除く。)]

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【土・日・祝日を除く日】 ◆学校等の敷地の周囲110m以内【授業及び保育を行う日】
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ◆草津市野路東三丁目、野路東四丁目および野路東五丁目の区域【日曜日の正午から金曜日の正午まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日の正午から当該休日の正午までならびに1月1日の正午から同月3日の正午までおよび12月28日の正午から同月31日の正午までを除く。)]
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ◇周辺住民への事前説明 ◇近隣住宅居住者の反対がないことの確認 ◇家主不在型における宿泊者滞在中の苦情等への対応 <ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅→届出住宅からおおむね徒歩10分以内の範囲に駐在 マンション等の集合建物→届出住宅のある同じ建物内に駐在
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域(幅員4m以上の道路に接している場合を除く)【全ての期間】 ◆小学校の敷地の周囲100m以内の区域【月曜日正午から金曜日正午まで】 ◇周辺地域における住民及び施設への事前説明 ◇外国人宿泊者の旅券の写しの保存 ◇苦情等には必要に応じて現地へ赴いて対応

◆ 実施を制限している区域・期間

◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名

条例の内容

奈良県

- ◆ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園及び保育所の敷地から周囲100m以内の区域
【月曜日の正午から金曜日の正午まで(祝日及び学校等の休業日等を除く)】
 - ◆ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する歴史的風土特別保存地区並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に規定する第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に該当する区域
【観光旅客の宿泊に対する需要が増大すると認められる期間(4月～5月及び10月～11月の期間)】
- ※ただし、上記の区域内であっても一定の要件を満たす場合は制限を適用しない。
- ◇ 届出番号等の公表
 - ◇ 公表にかかる承諾書、消防法令適合通知書、その他区域制限の適用しない要件に該当することを確認できる書類等の添付

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【4月、5月、10月、11月の月曜日の正午から金曜日の正午まで】 ◆歴史的風土特別保存地区【4月、5月、10月、11月】 ◆奈良町都市景観形成地区【4月、5月、10月、11月】 ◆学校施設等の周囲100m以内【月曜日の正午から金曜日の正午まで(施設の休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までを除く)】 <p>※実施の制限について除外規定あり</p> <p>◇宿泊者名簿の正確な記載の確保・周辺住民の生活環境への悪影響防止に関し必要な事項の説明のための設備等の整備、苦情への適切な対応、住宅宿泊事業者の公表など</p>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【日曜日の午後から金曜日の正午まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日の正午から当該休日の正午までを除く。)] <p>※ただし、法第11条第1項各号のいずれにも該当せず、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託することを要しない住宅宿泊事業には、適用しない。</p> <p>◇近隣住民への事前説明</p>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【市町村ごとの指定期間】 ◆学校施設等の周囲100m以内【市町村ごとの指定期間】 <p>◇近隣住民への事前説明、事故発生時の迅速な対応のための体制整備、対面又はこれと同等な方法による確認、宿泊者の定期的確認など(事業者の努力義務)</p>

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【3月16日正午から翌年1月15日正午まで】 ◇近隣住民への事前説明など ◇消防法令適合通知書の提出 ◇宿泊者に対する, 騒音, ごみ, 安全(火災など)に関する説明 ◇10分以内の駆け付け要件
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校等の周囲100m以内【全ての期間】 ◆住居専用地域・田園住居地域・景観地区【全ての期間】 ◆国立・国定公園及び県立自然公園、景観形成地区及び広域景観形成地域【週末等の期間、、夏期、冬期】 など ◇対面又は同等の方法による宿泊者全員の本人確認 ◇管理業者へ委託する場合は、おおむね25分以内の到着体制の確保 ◇周辺住民への事前説明 など
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【全ての期間】 ◆北区有馬町【5月第2月曜日から7月第3月曜日の前週の土曜日までの期間以外の期間】 ◆学校施設等の周辺100メートル区域以内【全ての期間】 ◇近隣住民への事前説明など

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
<p>尼崎市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【全ての期間】 ◆学校施設等の周囲100m以内【全ての期間】 ※ただし、当該区域内全ての施設の長の同意を得たときは、週末・祝日・長期休暇中等、期間を定めて実施することができる。 ◇近隣住民への事業説明書類の交付など
<p>西宮市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域並びにこれらの地域の周囲100m以内の区域【全ての期間】 ◆学校等の敷地並びにこれらの敷地境界から100m以内の区域【全ての期間(但し、学校等の施設設置者の意見を聴いて、生活環境の悪化のおそれが少ないと市長が認める場合にあっては、市長が別に定める期間)】 ◆住居地域及び準住居地域並びにこれらの地域の周囲100m以内の区域(上記に掲げる区域を除く)【4月27日から5月6日まで、8月11日から8月20日まで及び12月28日から翌年1月6日までを除く期間】 ※上記の規定は、住宅宿泊事業により活用すべきであると市長が認める歴史的価値を有する住宅については、適用しない。 ◇周辺住民等への事前説明 ◇宿泊者の本人確認
<p>寝屋川市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【日曜日の正午から金曜日の正午まで】 ◇近隣住民への事前説明

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校施設等の周囲100m以内【全ての期間】 ◆住居専用地域、住居地域【日曜日正午から土曜日正午まで】 ◆地域の実情に応じ周辺住民の生活環境の悪化を防止する必要があると市長が特に認める区域【市長が定める期間】 ◇近隣住民への事前周知、消防法令適合通知等提出書類の規定
明石市	<ul style="list-style-type: none"> ◆住居専用地域【全ての期間】 ◆学校施設等の周囲100m以内【全ての期間】 ◇近隣住民への事前説明など
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の敷地の周囲100メートル以内の区域【月曜日から金曜日まで(授業等を行わない日を除く。)] ◆児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設の敷地の周囲100メートル以内の区域【当該施設が開所している日】 ◆図書館法第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館及び社会教育法第21条第1項に規定する公民館の敷地の周囲100メートル以内の区域【当該施設が開館してる日】 ◆生活環境の保全の観点から上記の期間の全部又は一部について制限する必要がないと知事が認めるときは、当該期間に住宅宿泊事業を実施することができる。
倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> ◆倉敷市美観地区【全ての期間】

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名	条例の内容
高知県	<p>◆学校等の敷地周囲おおむね100m以内 【日曜日の正午から金曜日の正午まで(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日その他の学校等の休業日の前日の正午から当該休業日の正午までを除く)】</p> <p>◆住居専用地域(南国市、四万十市のみ) 【日曜日の正午から金曜日の正午まで(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の前日の正午から当該休日の正午まで及び12月28日の正午から翌年の1月3日の正午までを除く)】</p> <p>※対象地域:安芸市・南国市・土佐清水市・四万十市・奈半利町・越知町</p>
高知市	<p>◆学校等の周囲100m以内【日曜正午～金曜正午(休日を除く)】</p> <p>◆保育園等の周囲100m以内【日曜正午～土曜正午(休日を除く)】</p>

- ◆ 実施を制限している区域・期間
- ◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容

自治体名

条例の内容

沖縄県

- ◆ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域(対象区域:宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、北谷町、与那原町、南風原町、八重瀬町)【月曜日の午前0時から金曜日の午前12時までの期間のうち休日を除いた期間】
- ◆ 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域(対象区域:宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、北谷町、与那原町、南風原町、八重瀬町)【月曜日の午前0時から金曜日の午前12時までの期間のうち休日を除いた期間】
- ◆ 学校(大学を除く)の敷地の周囲100メートル(対象区域:宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、竹富町、与那国町、大宜味村、恩納村、読谷村、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、北大東村)【各学校の休業日以外の期間】

那覇市

- ◆ 住居専用地域【日曜日の正午から金曜日の正午までの期間】
- ◆ 第一種住居地域
【(家主不在型(管理者不在型)に限り)日曜日の正午から金曜日の正午までの期間】
- ◆ 文教地区または学校の敷地周囲100メートル以内
【日曜日の正午から土曜日の正午までの期間(学校の休業日が連続する場合における、当該連続する期間の初日の正午から末日の正午までの期間を除く。)】

◆ 実施を制限している区域・期間

◇ 区域・期間制限ではなく、規制している内容